

審 査 基 準

[希少糖に関する市場調査 一式]

I 契約予定者の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、希少糖に関する市場調査に係る選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類選考及び面接選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について実施し、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計したものを当該提案者の得点とする。

1 業務実施主体に関する評価

(1) 実施体制の妥当性

- ①業務が遂行可能な人員が確保されているか。
- ②希少糖に関する知識を有する者が調査に参画しているか。
- ③希少糖あるいは関連技術に関する市場調査の経験者が本調査に直接参画しているか。

(2) 類似調査の経験と状況

- ①過去に希少糖あるいは関連する糖についての国内外の市場調査の実績があるか。
- ②過去に希少糖あるいは関連する糖の国内外の研究動向について市場調査の実績があるか。

2 業務内容に関する評価

(1) 提案内容の妥当性

- ①本調査の目的を理解しているか。
- ②仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。

(2) 作業計画の妥当性、効率性

- ①日程等に無理が無く、目的に沿った実施内容となっているか。
- ②効率的に業務を実施するために、実施手順について工夫されているか。
- ③進捗状況の報告が計画的に設定されているか。

(3) 調査の実現性

- ①海外の企業の調査方法が具体的に示されているか。
- ②海外の大学、研究機関の調査方法が具体的に示されているか。
- ③国内の企業、大学、研究機関の調査方法が具体的に示されているか。

(4) 調査の有効性と発展性

- ①調査の取りまとめの方針が適切に設定されているか。
- ②動向の分析に希少糖事業を展開する上で適切な視点が含まれているか。
- ③動向の分析に希少糖事業に関する新たな視点が提案されているか。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定相当確認を有していること。

〔評価基準〕

別紙評価基準のとおり。

【希少糖に関する市場調査】

評価項目	評価基準	配点
1.業務実施主体に関する評価		
(1)実施体制の妥当性	①業務が遂行可能な人員が確保されているか。	5
	②希少糖に関する知識を有する者が調査に参画しているか。	5
	③希少糖あるいは関連技術に関する市場調査の経験者が本調査に直接参画しているか。	5
(2)類似調査の経験と状況	①過去に希少糖あるいは関連する糖についての国内外の市場調査の実績があるか。	10
	②過去に希少糖あるいは関連する糖の国内外の研究動向について市場調査の実績があるか。	5
2.業務内容に関する評価		
(1)提案内容の妥当性	①本調査の目的を理解しているか。	5
	②仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。	5
(2)作業計画の妥当性、効率性	①日程等に無理が無く、目的に沿った実施内容となっているか。	5
	②効率的に業務を実施するために、実施手順について工夫されているか。	5
	③進捗状況の報告が計画的に設定されているか。	5
(3)調査の実現性	①海外の企業の調査方法が具体的に示されているか。	5
	②海外の大学、研究機関の調査方法が具体的に示されているか。	5
	③国内の企業、大学、研究機関の調査方法が具体的に示されているか。	5
(4)調査の有効性と発展性	①調査の取りまとめの方針が適切に設定されているか。	10
	②動向の分析に希少糖事業を展開する上で適切な視点が含まれているか。	10
	③動向の分析に希少糖事業に関する新たな視点が提案されているか。	10
3.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価		
①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定相当確認を有していること。		3
合計		103

採点基準:

・評価項目1.及び2.

5=非常に良い、4=良い、3=普通、2=あまり良くない、1=良くない、0=評価不能。
 なお、10点満点の項目については、採点を2倍にするものとする。

・評価項目3.

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活等における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1点
- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=2点
- ・認定段階3=3点

・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=0.5点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

- ・くるみん認定(旧基準)(※①)=1点
- ・くるみん認定(新基準)(※②)=1点
- ・プラチナくるみん認定=2点

※① 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。

※② 新くるみん認定マーク(新世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ユースエール認定=2点

○上記に該当する認定等を有しない=0点